

令和6年度採用（令和6年度新生・在学生対象）

浜松市奨学生募集要項

【高等専門学校、高等学校等】

申請期間：令和5年7月3日～令和5年9月29日

浜松市では、優秀な学生等で経済的理由により修学困難な方に対し、教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的として修学に必要な学資の一部を無利子貸与しています。

浜松市の奨学金制度は、以前奨学生であった方からの償還金を次の奨学生に貸与することにより成り立っています。奨学金の貸与が終了したときには、次の奨学生のために適切な償還計画を立て、円滑に償還していただきますようお願いいたします。

浜松市教育委員会教育支援課

所在地 〒430-0929 浜松市中区中央一丁目2-1
(イーステージ浜松オフィス棟7階)

電話 053-457-2406

アドレス sogo@city.hamamatsu-szo.ed.jp

※大学生等に対する奨学金制度は内容が異なります。

大学生等を対象とした奨学生募集要項は、市内区役所、協働センター、図書館及び県西部地域の高等学校にて受け取ることができます。

I 申請～採用

1 申込資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- 浜松市に住所を有する者の子等
- 次のいずれかに該当する者 ※令和6年度新生・在学生が対象です。
 - 学校教育法第1条に規定する高等専門学校に在学する者（1～3年生）
 - 学校教育法第1条に規定する高等学校に在学する者
 - 学校教育法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）に在学する者
- 下宿等自宅外から通学することがやむを得ないと認める者
- 学業成績優秀であること
- 高等学校等の奨学金制度及びその他育英団体等から貸与型奨学金を受けていないこと

※申請時点で他の奨学金制度と併願することはできますが、貸与型奨学金を併給することはできません。他の貸与型奨学金制度も採用となった場合は、いずれかを辞退していただきます。

2 貸与の概要

(1) 貸付額

月額30,000円以内 ※希望により5千円単位で変更できます。

(例) 上限額30,000円を高校在学中の3年間借りる場合の総額 30,000円×12ヶ月×3年 = 1,080,000円

(2) 貸付方法

年10回、奨学生本人名義の金融機関の預金口座に振り込みます。

※最初の振込は5月を予定しており、2月と5月は2か月分を振り込みます。

(3) 貸与の期間

奨学金の貸与期間は、その学校における正規の修学期間とします。

※留年による貸付期間の延長はありません。

3 申請の手続

(1) 申請期間

提出書類を教育委員会教育支援課へ直接お持ちください。(郵送不可)

令和5年7月3日(月)から9月29日(金) 8:30~17:15

※駐車場を御利用の際は、駐車場は「OGURI パーキング I」または「OGURI パーキング II」を御利用ください。

(2) 提出書類 ※提出された書類はお返しできません。

① 奨学金貸与申請書(第1号様式) 連帯保証人 2名を立ててください

* 連帯保証人については、下記をご確認ください。

② 奨学生推薦書(第2号様式)

* 新入生: 在学する中学等、在学生: 在学する高校・高等専門学校等のもの

③ 成績証明書

* 新入生: 在学する中学校の第2学年まで反映されたもの

* 在学生: 現学校のもの。ただし、現在1年生で提出できる成績証明書がない場合には
中学校の成績証明書を提出してください。

④ 両親(又は後見人等)の令和5年度市民税・県民税課税証明書

* 両親双方の証明書が必要です。(非課税の場合は非課税証明書を提出してください。)

⑤ 住民票の写し(マイナンバーの表示がないもの)

* 本人及びその家族全員の住民票の写しが必要です。

※④、⑤は取得した日から3ヶ月以内のものを有効とします。

【連帯保証人】奨学生本人と同等の納付義務があります。

・連帯保証人は、令和6年4月1日現在で以下の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 独立の生計を営んでいること。
- (2) 生活保護を受けていないこと。
- (3) 市町村民税が非課税でないこと。
- (4) 市町村民税を滞納していないこと。

連帯保証人2名の例

		①	②
両親(又は後見人等)が 要件に あてはまる	両親(又は後見人等)		同居の親族以外の方 (両親の兄弟姉妹等)
両親(又は後見人等)が 要件に あてはまらない	両親(又は後見人等) 以外の方		

・連帯保証人2名は、原則、①両親(又は後見人)、②同居の親族以外の方としてください。

※両親(又は後見人等)が連帯保証人の要件に当てはまらない場合は、同居の親族以外の方を含めた2名を立ててください。

・連帯保証人は、採用後の手続で、市税の納税証明書及び印鑑登録証明書の提出が必要になりますのでご承知おきください。

参考 課税証明書及び納税証明書の交付を受けるとき

詳しくは、浜松市ホームページでご確認ください。

	市民税・県民税課税証明書	市税の納税証明書	住民票の写し
受付窓口	・区役所区民生活課 ・市民サービスセンター ・協働センター（北部・南部・中部・西部・雄踏・可美・細江・二俣除く） ・ふれあいセンター（光明除く）		
	・税務総務課（市役所）		
	・市民税課（元目分庁舎）	・収納対策課（元目分庁舎）	
手数料	一通 350 円		
受付時間	平日（月～金曜日） 8:30～17:15		

4 奨学生の選考

提出書類をもとに、人物及び学業成績が優秀で、かつ、経済的理由により修学が困難であると認められる方を奨学生選考委員会にて選考します。

<選考基準> ※申請人数により、基準を満たしても不採用となる場合があります。

- 所得基準 : 両親等の所得金額計 805 万円以下（給与所得者・公的年金所得者の場合 +10 万円）
学業成績基準 : 成績が平均点以上

5 選考結果の通知

採用予定人数：10名程度

選考結果は、「選考結果通知書」により申請者全員へ通知します。（10月を予定）

なお、この時点では仮採用であり、進学先の在学証明書等、書類の提出をもって貸与開始となります。

6 採用決定後提出書類 ※提出された書類はお返しできません。

仮採用の通知を受けた方は、指定する期限（令和6年4月中旬）までに以下の書類を教育委員会へ提出してください。（提出書類の詳細については選考結果通知の際にお知らせします）

- ① 「奨学金借用誓約書」
- ② 「在学証明書」（令和6年4月1日以降に発行されたもの）
- ③ 連帯保証人2名の「印鑑登録証明書」（令和6年2月1日以降に発行されたもの）
- ④ 両親及び連帯保証人の「令和5年度市税の納税証明書」（令和6年2月1日以降に発行されたもの）
- ⑤ 「支払金口座振替依頼書」
- ⑥ 奨学生の顔写真（縦40mm×横30mm、縦45mm×横35mmのいずれか）
- ⑦ 「調査同意書」

※上記のほか、必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。

書類の提出が確認された後、5月から貸与開始予定です。（4・5月の2か月分を振込）

II 貸 与 中

1 現況届・成績証明書の提出 ※提出された書類はお返しできません。

奨学生は、貸与期間中、毎年の修学状況を教育委員会に報告していただきます。（貸与中の年度末に依頼）

- ・継続貸与の方 「奨学生現況届」「成績証明書」
- ・新規貸与の方 「奨学生現況届」「成績証明書」（貸与初年度は面談を予定）

提出されない場合、あるいは奨学生として適当でないと認められた場合は、貸与の一時停止又は廃止をすることがあります。

2 奨学金貸与の廃止

奨学生が次に該当するときは、奨学金の貸与を廃止します。

- ① 死亡したとき
- ② 病気その他の理由により卒業の見込みがなくなったとき
- ③ 退学したとき
- ④ 転学したとき
- ⑤ 奨学金の貸与を辞退したとき
- ⑥ 要件に該当しなくなったとき（他の奨学金の貸与を受けたときなど）
- ⑦ その他奨学生として適当でないと認めたとき

他の貸与型奨学金を受給する場合は速やかにご連絡ください。

3 貸与中の届出等

奨学生又は連帯保証人が次に該当する場合は速やかにご連絡ください。

- ・奨学金受領先の金融機関を変更したいとき『支払金口座振替依頼書』
- ・奨学生の氏名、住所その他重要事項に異動があったとき『奨学生等氏名・住所等変更届』
- ・連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に異動があったとき『連帯保証人氏名・住所変更届』
- ・奨学金の貸与月額を変更したいとき『奨学金貸与月額変更届』
- ・奨学生が休学・復学・転学・退学するとき『休学・復学・転学・退学届』
- ・奨学金の貸与を必要としなくなったとき又は他の奨学金の貸与を受けたとき『奨学金辞退等届』

III 償 還

1 奨学金償還方法

奨学金の償還は、貸与期間の満了の日（廃止された日）の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間の3倍に相当する期間内に、半年賦（7月末、12月末）又は年賦（12月末）の均等払いで口座引き落とし又は納付書により償還していただきます。

【貸与期間3年、償還期間9年の場合の償還例】

貸与月額	貸与総額	半年賦の場合	年賦の場合
30,000円	1,080,000円	60,000円×18回	120,000円×9回

*償還金は、その全部又は一部を繰り上げて償還することができます。

*償還金は無利子ですが、納入期限までに納付されなかった場合、浜松市奨学金貸与条例第12条に基づき、遅延損害金を請求します。

2 提出書類及び償還猶予 ※提出された書類はお返しできません。

奨学金の貸与が完了したとき又は廃止が決定されたときは、奨学生であった方は直ちに「奨学金償還誓約書」及び「連帯保証人の印鑑登録証明書」を教育委員会に提出してください。

病気その他の理由により奨学金の償還が困難な方、また在学中及び大学等に進学した方（留学・進学及び就職準備中の方を含む）は、申し出により相当の期間奨学金の償還が猶予されます。

償還の猶予を必要とする方は、「奨学金償還猶予申請書」を教育委員会に提出してください。

3 異動及び変更の届出等

奨学金償還中の方又は連帯保証人が次に該当するときは、直ちに教育委員会に届け出てください。

- ・氏名、住所その他重要な事項に異動があったとき『奨学生等氏名・住所等変更届』
- ・奨学金償還中の方が死亡したとき『死亡届』
- ・連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に異動があったとき『連帯保証人氏名・住所変更届』
- ・連帯保証人を変更するとき『連帯保証人変更承認申請書』